科学研究費助成事業 研究成果報告書



令和 元年 5月21日現在

機関番号: 32718

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2016~2018

課題番号: 16K03120

研究課題名(和文)軍・植民地・本国の公衆衛生知の循環 両大戦期アメリカのマラリア対策

研究課題名(英文)Military Medicine and its information distribution to locals and colonies--malaria control in the early twentieth century United States

研究代表者

平体 由美(Hiratai, Yumi)

東洋英和女学院大学・国際社会学部・教授

研究者番号:90275107

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文):軍隊における医療・予防の実践は、さまざまな形で軍外の医療に影響を及ぼしてきた。軍隊内で実験的な医療が行われていたこと、そこでの発見が専門家の間で共有され生かされたこと、また従軍した医師の技術レベルを上昇させ平準化したことが指摘されている。これらは米西戦争の天然痘対策においても観察することができた。ただし、マラリア対策については天然痘ほど直接のつながりを見出すことはできなかった。この情報や技術を軍外で生かすためには、それを可能にするための州政治への働きかけと州予算の分配が必要だったことが、この研究により明らかにされつつある。

研究成果の学術的意義や社会的意義本研究は、アメリカ軍が獲得した医療・衛生情報を、どのようにアメリカ本土と植民地に還元し、その結果住民の疾病予防・衛生概念はどのように均一化されたのかについて、考察しようとするものである。軍隊そのものの健康管理については数多の研究が存在するが、それが軍隊外の地域住民にどのような形で影響を及ぼしたかについては、まだ十分明らかにされていない。本研究によって、軍隊による医療・衛生情報の獲得と共有のルートについて整理することができた。

研究成果の概要(英文): Studies have shown that medical practices and experiments during the Spanish-American war of 1898 taught the military physicians lessons on the effectiveness and limitation of typhoid vaccination and the yellow fever control. This study explored the distribution of information on medical practice and environmental control in the military forces and camps, and investigated how the information was used both in the United States and its newly obtained colonies. I found that the effectiveness on and techniques of smallpox vaccination was shared in southern states, and state public health officials tried to deal with the smallpox epidemic from 1898 to 1904, along with other states' experiences. On the other hand, the mosquito control techniques to curtail yellow fever and malaria were not much shared because of the difficulties of political persuasion to win the budget allocation.

研究分野: アメリカ史

キーワード: 公衆衛生史 マラリア対策 天然痘対策 アメリカ軍

様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19(共通)

1.研究開始当初の背景

20世紀初頭アメリカの医療の状況について行われてきた研究、および自分がそれまで行ってきた公衆衛生史の研究をベースに、このたびの研究テーマを設定した。既存研究では、20世紀初頭のアメリカにおいて、近代医学を修めた医者や現場知に通じた医者、看護婦、助産婦などの専門家の権力をめぐる闘争のみならず、伝統医療の取り扱いや、ミドルクラスによる専門知識の社会改革への適用が、医療の近代化過程に作用していたことが明らかにされてきた。それらを踏まえた上で私は、大都市や工業都市に注目して行われてきた既存研究の知見が、アメリカ南部地域の農村部にも適用されるのかどうかという視点から調査研究した。その結果、農村部独特の濃密な人間関係、行政機関の未発達、識字率の低さ、複雑な人種間関係などが大都市とは異なる医療の世界を作り上げていたこと、ロックフェラー財団やデューク基金などの外部資金が当該地域の医療組織充実に大きな役割を果たしていたことを明らかにしてきた。

農村部の医療が大都市と比較して充実度が低いことは、アメリカに限らず他国においても同様の傾向が見られる。濃密な人間関係や行政機関の未発達も同様である。それでも、例えばドイツや日本においては、中央政府による医師免許制度の制定や医学教育の基準設定などにおいて、農村部の医療の底上げが図られてきた。しかし、連邦体制をとるアメリカの政治システムの下では、それらがすべて州の管轄と規定されている。そのため、医療に関するそれぞれの州の考え方が、州民が受けられる医療の質を相当程度左右していた。連邦政府は情報収集と助言の役割を担ってはいたが、それらを生かすだけの財政的・人的リソースが州の側にない限り、住民は大都市と同様の医療サービスを受けることは困難だったのである。

今回の科研費申請に当たっては、これらの知見に基づき、連邦政府が管轄できる軍隊の役割に注目し、軍隊の衛生・医療管理がどのような形で専門知の集積や財政的体力に欠ける農村部に及んでいったのかを明らかにしたいと考えた。

2.研究の目的

本研究は、個人が健康であることを社会が要請するのみならず圧力を付加するようになった構造は、どのように作り上げられてきたか、という大テーマを構成する一部である。アメリカ連邦制という分散的システムの下で、連邦政府がどのように医療・衛生情報を獲得し、限られた権限をいかに行使したのか、その結果住民の疾病予防・衛生概念はどのように均一化されたのかについて、軍隊やキャンプ地の衛生管理を軸に考察しようとするものである。軍隊そのものの健康管理については数多の研究が存在する。しかしそれが軍隊外の地域住民にどのような形で影響を及ぼしたかについては、まだ調査検討の余地がある。軍隊による医療・衛生情報の獲得と共有のルートについて整理し、それらがどのような効果をもたらしたのかを、まず精査する。

3.研究の方法

- (1) アメリカにおけるマラリア対策に関する諸研究の整理。19 世紀末に原因が特定されたマラリアだが、その対策には様々な試行錯誤があり、それなりの効果が期待できる対策は 1930 年代まで十分には実施されなかった。その構造を明らかにする。
- (2) 米西戦争(1898年)にて実施されたアメリカ軍内部の衛生・予防対策の調査。この戦争では、様々な疾病予防の対策がなされた。その際に行われた実験的対策の情報が、軍隊の外にどのように共有されたかを検討する。
- (3) 国内キャンプ地における兵士のマラリア対策。米西戦争で獲得した植民地の他、アメリカがカリブ海地域への影響力を高める過程で直面したマラリア禍の対策と、第一次世界大戦時に開設された国内訓練キャンプ地の対策とを比較する。
- (4) 国内訓練キャンプ地の選定過程。キャンプ地の選定はどのように行われたのか、その際、キャンプ地のある州政府は、どのような意図と期待のもとで土地の使用に同意したのかを調査する。
- (5) 植民地への医療知の循環。第一次大戦時の経験が、両大戦間期の植民地統治やヨーロッパへの援助にどのようにつなげられたのかを跡づける。

4.研究成果

(1) および(3) マラリア対策:マーガレット・ハンフリーズの著作など既存研究の成果と、アメリカ公衆衛生局、アメリカ陸軍医療部隊、ロックフェラー財団国際衛生委員会の記録とを分析した。また、ノースカロライナ州とアーカンソー州の州議会議事録を合わせて検討した。1910年代後半から 20 年代にかけて、これらの組織は、アメリカ南部アーカンソー州とミシシッピ州におけるマラリア対策のための実証実験や、パナマとハワイにおけるマラリア対策の効果に関して、密接な情報交換を行っていたことが明らかになった。1910 年代末までにはワクチンや治

療のための薬剤の研究(マラリア原虫対策)よりも、アノフェレス蚊の発生を抑えるための環境対策に、研究の焦点が移行していたことがうかがえる。アノフェレス蚊の発生を抑えるための河川や湖沼周辺の整備やたまり水の除去、そして網戸の設置は、連邦政府の管轄のもと、第一次世界大戦時の志願兵訓練キャンプ地の設営、また1930年代のニューディール対策の一つであるテネシー川流域開発に生かされた。一方、連邦政府が関与しない州レベルの開発事業には、マラリア対策について発見されていた知見は適用されていなかった。その理由についてはまだ検討の余地があるが、州の予算不足の他、州議会における審議過程で医学的知見がほとんど顧みられていなかったこと、州政府内部での医学・衛生専門官の影響力が限定的であったことが考えられる。

(2) アメリカ軍における衛生・予防対策と、その軍外での共有:アメリカ陸軍医療部隊で1910年代から20年代に大きな貢献をしたウィリアム・ゴーガスとウォルター・リードの文書、1898年以降のアメリカ陸軍医療部隊記録、ノースカロライナ州とアーカンソー州の州公衆衛生局年報、およびロックフェラー財団国際衛生委員会の記録とを分析した。その結果、上で述べたように、マラリア対策については明確な軍外への情報共有を見出すことはできなかった。一方、天然痘対策では明らかな知見の共有が見られた。

1898年の米西戦争では、派遣された兵士に入隊時、現場、帰国直前に複数回の種痘が施された。その効果については文書にたびたび記録されている。この情報は、ノースカロライナ州公衆衛生局の委員が言及していることから、ある程度共有されていたことがうかがわれる。1899年に発生した天然痘流行時、この情報その他に基づき州民への接種勧奨が決議された。一方で、数度にわたる接種にもかかわらず兵士の中には天然痘に罹患した者がおり、ワクチンが本当に効果があるのかという疑義も出されている。また、接種の方法についても軍の経験が参照されており、接種医の技術がその後の効果や副反応を左右することについても言及されている。

軍隊における医療・予防の実践が、さまざまな形で軍外の医療に影響を及ぼしたことは、複数の研究者が指摘するところである。軍隊内で実験的な対応が行われていたこと、そこでの発見が専門家の間で共有され生かされたこと、また従軍した医師の技術レベルを上昇させ平準化したことが指摘されている。これらは米西戦争の種痘においても観察することができた。ただし、この情報や技術を軍外で生かすためには、それを可能にするための州政治への働きかけと州予算の分配が必要だったことについては、この研究により明らかにされつつある事項である。

- (4) **連邦政府による国内キャンプ地の選定と州政府からの働きかけ**:今回の研究期間内では、この部分について十分な研究を行うことはできなかった。
- (5) 植民地への医療知の循環:当初の仮説とは異なり、アメリカ南部におけるマラリアおよび 天然痘対策については、植民地フィリピンへの知見の還流はほとんど確認できなかった。アメリカ公衆衛生局とロックフェラー財団国際衛生協会のマラリア班は、より効果的なマラリア蚊のボウフラ対策を模索して、共同で実証実験などを行っていたことは記録から確認できた。しかしこの情報は、アメリカ陸軍医療部隊のゴーガスまでは到達していたが、フィリピン衛生委員会まで渡った証拠は見出せなかった。フィリピンの場合、駐留アメリカ軍とアメリカ人植民地官僚のマラリアやコレラ、天然痘を焦点とした公衆衛生対策は、アメリカ本土で蓄積された実験や実践ではなく、むしろイギリスの植民地医療の知見をもとに行われていることがわかった。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

- 1. "A Drive for Community Health Work: The Rockefeller Sanitary Commission and Local Public Health Experts in the American South, 1909-1916," 『立教アメリカン・スタディーズ』第 40 号、2018 年 3 月
- 2. 「20 世紀転換期アメリカ合衆国ノースカロライナ州における天然痘流行と公衆衛生インフラストラクチャー構築の試み より安全な種痘のための基盤整備にむけて『東洋英和女学院大学人文・社会科学論集』第36号、2019年3月

〔学会発表〕(計1件)

「20 世紀初頭アメリカ合衆国における種痘義務化をめぐる議論 ノースカロライナ州公衆 衛生官とポピュリスト・モーメント」社会経済史学会自由論題報告(大阪大学)2018 年 5 月 26 日

[図書](計0件)

〔産業財産権〕 出願状況(計0件)
名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年: 国内外の別:
取得状況(計0件)
名称: 発明者: 権利者: 種類: 種類: 番号: 取得年: 国内外の別:
〔その他〕 ホームページ等 医学史と社会の対話「120年前のアメリカ農村部の種痘政策─分権的制度と情報化の文脈で」 https://igakushitosyakai.jp/article/post-1152/
6.研究組織
(1)研究分担者 なし 研究分担者氏名:
ローマ字氏名:
所属研究機関名: 部局名:
職名:
研究者番号(8桁):
(2)研究協力者 なし 研究協力者氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。